

供給条件にかかる文書

1. 事業者について

1) 小売電気事業者

東燃ゼネラル石油株式会社(登録番号 A-0022)

Tel:0120-505-607

東燃ゼネラル石油 myでんき お客様センター

営業時間:9時～17時20分(月—土)※年末年始及び祝日を除く

2) お取扱店

上記小売電気事業者とお客様との電気需給契約の締結を媒介する場合には、別紙によりお取扱店情報をお伝えいたします。

2. 契約内容について

1) お申込み方法

当社の指定するお申込書に必要事項を記入の上、当社またはお取扱店までご提出ください。

2) 供給開始予定

当社が別途ご通知する日(ただし、一般送配電事業者の切り替え業務の進捗に応じ、供給開始が遅れる可能性があります。)

3) 契約プラン(契約電力等、供給電圧(周波数は供給地域に応じて50ヘルツまたは60ヘルツ))

(ア) 常時供給電力

:高圧・500kW以上のお客さま、特別高圧のお客さまは1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様と当社との協議によって定めます(「協議制のお客さま」といいます。)

:高圧・500kW未満のお客さまは、各月の契約電力は、原則としてその1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします(「実量制のお客さま」といいます)。

(イ) 予備電力

:特別の事情がない限り、常時供給電力と同様の取扱いといたします。

(ウ) 自家発補給電力

:お客さまの発電設備容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

4) 電気料金、支払方法

電気料金は、**基本料金+電力量料金+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金(いずれも税込)**とします。

(燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は供給区域の一般送配電事業者と同額を申し受けます。)

支払方法は、原則として口座振替とし、これによることができない事情があるときは当社の指定した金融機関等を通じた**払込み**とします。

5) 電気料金の算定期間

原則として、算定期間は**毎月1日から毎月末日まで**とします。なお、契約の開始・変更・終了の際には、日割計算を行います。

また、計量は一般送配電事業者の設置する計量器により行い、計量器の故障等により計量値が正しく得られない場合には、協議により決定した値とします。

6) 契約期間

電気需給契約書記載の適用開始日より**1年間**とし、契約の終了または変更がない場合は**自動更新**されます。ただし、電気需給契約書に別途契約期間が定められている場合はこの限りではありません。

3. 一般送配電事業者に対するお客さまの責任

1) お客さまのご負担

供給開始に伴う工事費等または契約変更や設備の位置変更などお客さま都合に伴う工事費等について、当社が**一般送配電事業者から負担を求められた場合**にはお客さまにその費用を負担していただくことがあります。

2) お客さまのご協力

一般送配電事業者の託送供給等約款などにに基づきご協力をいただくことがあります。具体的には、電気の供給に伴う設備の施設場所の無償でのご提供、電気工作物等に支障がありまたは支障が生ずるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の**立入業務**などにご協力をいただくことがあります。

4. 契約の変更および解除等

1) お客さまからの契約の変更等

(ア) 連絡先:

東燃ゼネラル石油株式会社

Tel:0120-505-607

東燃ゼネラル石油 myでんき お客さまセンター

営業時間:9時～17時20分(月—土)※年末年始及び祝日を除く

(イ) お手続き:

以下の期限までに当社に書面でその旨を通知してください。

解約:原則として**解約の3か月前まで**

変更:原則として**変更の3か月前まで**(ただし、契約変更に伴い送配電会社の系統設備を増強する等の工事が必要な場合は、3か月以上を要する可能性がございます。)

※なお、**契約の変更または解約が需給開始日等から1年以内である場合には、臨時電力料金単価を適用いたします。詳細は電気供給約款にてご確認ください。**

2) 当社からの契約の変更等

当社が解約をする場合には、**解約日の3か月前まで**にご連絡いたします。

(お客さまの債務不履行等に基づき、当社が解除権を行使する場合はこの限りではありません。)

5. その他特記事項

1) 電気供給約款の適用および変更

電気供給約款は、電気需給契約における電気料金その他の供給条件を定めたものとして、**電気需給契約の内容といたします。**

また、当社が必要と判断した場合には、当社は**電気供給約款を変更することがあります。**この場合には、変更後の電気供給約款が電気需給契約の内容となります。

なお、当社は電気供給約款を変更する際には、所定のウェブサイト等を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。

2) 契約超過金

協議制のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、**契約超過金を申し受けます。**

3) クーリング・オフ

訪問販売・電話勧誘販売について、特定商取引に関する法律および同施行令等の改正により、**電気需給契約がクーリング・オフの対象となりますので、同法令に基づきクーリング・オフを行うことができます。**

4) 債権譲渡

お取扱店を通じて電気料金等をお支払いいただくお客さまは、当社から代理請求事業者への**債権の譲渡**をあらかじめ

じめ承諾していただきます。この場合、お支払い条件やお支払い方法は別途代理請求事業者との間で定めることができます。

5) 個人情報の第三者提供の承諾

お客さまは、当社が代理請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等の情報(代理請求事業者がお客さまへ電気料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限りま)を当社が代理請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意していただきます。

お客さまは、当社が代理請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(お客さまから代理請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りま)を代理請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意していただきます。

お客さまは、当社が代理請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(お客さまから代理請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りま)を代理請求事業者が当社に提供する場合があることに上記申込みをもってあらかじめ同意したものとします。

6) セット販売について

お取扱店がセット販売を行っている場合、電気の供給は当社が行い、お取扱店のサービスはお取扱店が行います。セット割引、キャンペーン割引、キャッシュバック等のサービスをお取扱店が提供する場合がありますが、これらのサービスは当社ではなくお取扱店の責任で行いますので、その内容・手続等については、お取扱店にお問合せの上、ご確認ください。なお、当社は、お取扱店のサービスの提供を受けているお客さまが当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取り扱いをすることはございません。